

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会身体拘束等の適正化のための指針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく虐待防止のための指針を次の通り定める。

(基本の方針)

第1条 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「当会」という）が実施する事業の利用者（以下「利用者」という）に対する身体拘束は、その尊厳を奪い「誰もが安心して暮らせるまち」の実現を妨げる重大な問題である。それゆえ、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを基本方針とする。

(定義)

第2条 この指針において「身体拘束」とは、次のような行為をいう。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。
- (12) その他、前各号に類する行為

2 前条の「緊急やむを得ない場合」とは次の3要件をいずれも満たす場合をいう。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に事態を収拾する方法がないこと。
- (3) 一時的：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(委員会)

第3条 当会は、身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するため、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会苦情解決に関する規則（以下「苦情解決に関する規則」という）第8条に定める苦情防止委員会をもってこれにあてる。
- 3 委員会は、委員長の招集により定期的を開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- 4 委員会は次の事項を検討し、決定する。
 - (1) 第5条第1項及び第6条第3項に定める身体拘束の適否
 - (2) 委員会の体制その他本指針の修正案
 - (3) 身体拘束のない安全な環境を確保するための職員教育および施設整備等の実施
 - (4) その他身体拘束廃止のために必要な事項の検討

(研修の目的)

第4条 身体拘束適正化のため、委員長が指定した委員は事業所の職員を対象として、次の各号により職員研修を実施する。

- (1) 前条の委員会で決定した事項を各事業所の職員に周知徹底する。
- (2) 本指針及び前項の周知事項の概要を用いた新規採用職員研修。
- (3) その他必要な研修。

(身体拘束の実施)

第5条 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合、委員会において事前に十分検討を行い、身体拘束による心身に与える不利益よりも、拘束しないリスクの方が高いと認められる場合で、第2条第2項の要件を全て満たした場合のみ、本人又は家族の同意を得て行うものとする。

- 2 身体拘束を行った場合は、身体拘束の実施状況や利用者の態様、その他の状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(緊急時における身体拘束)

第6条 第2条第2項の要件を満たしており、委員会を開催する暇がない場合、前条の規定にかかわらず介護事業課長の判断を得て身体拘束を行うことができる。ただし、可能な限り本人又は家族の同意を得るよう努めなければならない。

2 前項によりやむを得ず身体拘束を行った場合には、第2条第2項の要件を満たしていた点について具体的に本人及び家族等に説明し、書面で確認を得るものとする。

3 第1項によりやむを得ず身体拘束を行った場合、委員長は遅滞なく委員会を開催し、次の項目について確認を行うものとする。

(1) 第2条第2項の要件を充足していたか否か。

(2) 身体拘束による心身に与える不利益よりも、拘束しないリスクの方が高いと認められるか。

(指針の閲覧等)

第7条 この指針は、当会のホームページにおいていつでも閲覧できる状態に置くものとし、利用者から求めがあれば書面にて交付するものとする。また、職員には制定時及び改定時に書面にて配布のうえ、必要な教育を行う。

附 則

この指針は令和5年1月1日から施行する。